

<< 入居基本料金及びその他の料金表 >>

サービス利用料 = 短期入所生活介護費 または 介護予防短期入所生活介護費 + 居住費 + 食費 + その他

※例 従来型個室要介護1かつ負担段階が第4段階の方で1割負担の方が利用した場合の利用料(1日あたり)

利用料=短期入所生活介護費674円+居住費1,150円+食費1,380円=3,204円

⇒上記はあくまでも目安であり、実際の費用は、ケアプラン等により異なります。

詳細な金額の見積もりについては担当ケアマネージャーまたは施設相談員にお尋ねください。

■短期入所生活介護費基本料金のめやす

短期入所生活介護費 = 基本単位 + 加算利用単位

<基本単位(1日につき)>

多床室	介護度	基本介護 サービス単位
	要介護1	599
	要介護2	666
	要介護3	734
	要介護4	801
	要介護5	866
従来型個室	要介護1	579
	要介護2	646
	要介護3	714
	要介護4	781
	要介護5	846

■介護予防短期入所生活介護費基本料金のめやす

介護予防短期入所生活介護費 = 基本単位 + 加算利用単位

<基本単位(1日につき)>

多床室	介護度	基本介護 サービス単位
	要支援1	438
	要支援2	539
従来型個室	要支援1	433
	要支援2	538

■おもな加算利用単位(共通)

<おもな加算利用単位>

加算項目	単位
夜勤職員配置加算(I)	1日につき13
機能訓練体制加算	1日につき12
サービス提供体制加算(I)イ	1日につき18
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位の8.3%

■1日あたりの居住費・食費のめやす(共通)

利用者負担段階	居住費		食費
	従来型個室	多床室	
第1段階 ※高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、生活保護・中国残留邦人等支援給付受給者	320円	0円	300円
第2段階 ※世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	420円	370円	390円
第3段階 ※世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない方	820円		650円
第4段階 ※第1段階～第3段階に該当しない方	1,150円	840円	1,380円

■その他の料金

※この他にもケアプラン内容に応じて付加される加算がございます。詳しくは、担当ケアマネージャー又は、施設相談窓口にご確認ください。